

## 発議案第2号

### 議案第15号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例議案にかかる附帯決議(案)

今県議会で可決された義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正、いわゆる1年単位の変形労働時間制の導入については、改正給特法制定の際、これまでに例のないほど多項目にわたる附帯決議が衆参両院においてつけられ、その実施は、あくまで教員の長時間労働解消に資すると判断できる状況を前提としている。

香川県教育委員会も条例改正するにあたって、数々の懸念の声が寄せられる状況を重く受け止め、関係団体との協議を重ねながら丁寧に制度実施の前提条件について共通認識の醸成に努めてきている。

しかし、現場の実態は労働基準法が超えてはならないと定める月45時間どころか、過労死ラインと呼ばれる月80時間を超える職員も見受けられる状況である。また、条例改正によって制度の導入が前提となり、かえって表面だけを取り繕い、制度導入前より忙しくなることはあってはならない。

県教育委員会は引き続きこの懸念を払しょくし、決して変形労働時間制が長時間労働を固定化するものではないことを結果として示していく責務がある。

そこで、本制度が現場段階で曲解されて運用されることのないよう、導入、運用にあたって、下記の4項目に留意して取り組むべきである。

#### 記

- 1 働き方改革の推進にあたっては、見せかけの労働時間短縮でなく、真の労働時間の短縮を図るものでなくてはならない。とりわけ、労働基準法が定める月45時間を超える者を早急になくすこと。
- 2 服務監督権者である教育委員会及び校長は、衆参両院においてつけられた附帯決議が守られることを前提とした条例制定であることを認識し、制度の運用にあたらなければならない。
- 3 本制度は、前年度に在校等上限時間が月45時間、年間360時間を超えた教育職員には適用されないこと、制度の利用は個人の選択であり職務命令事項でないことを職員に周知すること。
- 4 県教育委員会は制度の利用状況を把握し、目的どおり役割が果たしているかを検証すること。

以上、決議する。

令和3年3月19日

香 川 県 議 会